

2つの市の連携協定に基づく 待機児童対策の共同実施により、 保育施設・サービスの選択肢を拡大

問い合わせ先 横浜市子ども青少年局子育て支援部保育対策課 ☎045-671-4220
<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201410/20141027-028-19940.html>
 川崎市民・子ども局子ども本部子育て推進部事業調整・待機児童対策担当 ☎044-200-3632
<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000062494.html>



- 保育ニーズの増大や多様化が進む中、待機児童対策を効果的に進めるため、指定都市間で初めての連携協定を締結
- 市境周辺における保育所などの共同整備や、施設の相互利用などの待機児童対策を連携・協力して推進し、保育施設・サービスの選択肢を拡大



横浜市と川崎市の市境にある、両市の相互利用対象施設(左・横浜保育室、右・川崎認定保育園)

取組の背景 市境にある土地などが有効活用できないことが課題に

- 横浜市及び川崎市では、女性の社会進出や経済情勢の変化による共働き世帯の増加や、就労形態の多様化・ひとり親世帯の増加により、保育所などの利用申請者数が毎年増加する一方で、隣接市側に保育所整備に適した土地が存在していても、自治体が異なるため、その土地を待機児童対策に活用することができない状況にあった。
- そうした中、川崎市では、市民の生活圏は行政区にとどまらないことや、「保育園に入れないから横浜市に引っ越す」という市民の声もあり、隣接する横浜市と連携して、市境にある土地・保育所の有効活用を図ることが課題となっていた。

取組の概要 協定に基づき、相乗効果が期待される取組を連携して実施

こうした状況を打開すべく、川崎市から横浜市に両市相互の連携・協力を働きかけ、平成26年10月27日、「待機児童対策に関する連携協定」を締結した。協定のポイントは以下のとおりである。

- 保育所の共同整備
横浜市鶴見区・港北区と川崎市幸区が隣接する地域、横浜市都筑区・青葉区と川崎市宮前区が隣接する地域を中心に、両市相互の保育需要が補完可能な土地などに保育所を共同で整備。
- 横浜保育室・川崎市認定保育園の相互利用(平成27年4月から)
①横浜保育室は118施設、川崎認定保育園は126施設あり(平成27年6月現在)、市境周辺の施設を中心に保育所に入所保留となった方などに対して、相互の施設へ入所を案内。
②新たに川崎市民が横浜保育室を、横浜市民が川崎認定保育園を利用する場合、川崎市民は川崎市から、横浜市民は横浜市から保育料の軽減補助を受けられるようになった。
- 保育士確保対策
県・指定都市・中核市で共同運営する「保育士・保育所支援センター」の取組を中心に連携するとともに、両市共同で保育士養成校に通う学生などを対象とした就職セミナーを開催。

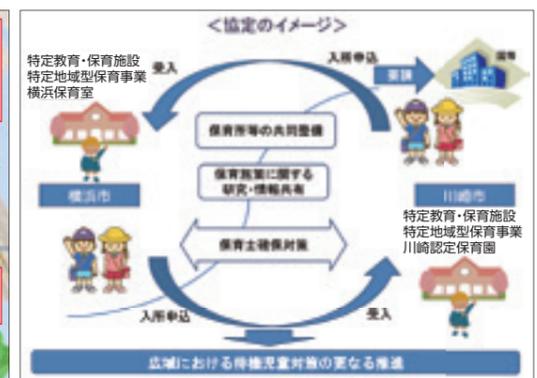
取組の成果 「子育てしやすい街 よこはま・かわさき」を実現

- 横浜市鶴見区、港北区のマンションの増加に伴う保育需要の高まりを受けて、隣接する川崎市幸区の土地を活用して、定員90人の共同整備保育所を平成28年4月に開設する予定である(横浜市枠30人、川崎市枠60人)。
- 横浜保育室と川崎認定保育園の相互利用については、市境周辺の保護者などから、子どもの預け先の選択肢が広がると、好意的な声が区役所窓口寄せられている。

(横浜保育室を利用する川崎市民の数15人、川崎認定保育園を利用する横浜市民の数34人(平成27年6月現在))



共同整備保育所予定地の地図



連携協定イメージ図

地方分権改革との関連

- 平成22年4月時点での待機児童数が、横浜市1,552人、川崎市1,076人と全国ワースト1・2位となった後、両市ともに保育所の大幅な整備や、窓口でのきめ細かい相談対応により待機児童を大幅に減少させてきた。従来は各市それぞれが住民の保育ニーズに対応していたが、今後は圏域を越えた対応が必要との認識から、川崎市側から働きかけを行い、指定都市間で全国初となる待機児童対策に関する連携協定の締結に至り、両市が連携・協力した取組が行われている。